

令和4年度 第2回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和4年7月28日(木) 13:30~14:20
2. 場所 富山労働局5階大会議室(会議室501~503)
3. 出席者
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員
労働者代表委員 中野委員、森川委員、長山委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、藤井委員、毛利委員
事務局 吉岡労働局長、中野労働基準部長、山越賃金室長
三鍋賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)
- (2) 労働経済等関係指標について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (4) 公示による関係労使の意見聴取に係る報告について
- (5) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[三鍋賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第2回本審の開催をお願いしたいと存じます。

本日は、労働者代表委員の石垣委員及び岩崎委員が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、委員の皆様におかれましては、業務多忙のなか出席していただいております関係上、本日途中退席される委員がいらっしゃいますので、御了承ください。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の吉岡より御挨拶申し上げます。

[吉岡労働局長] 委員の皆様には、本日、大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜り誠にありがとうございます。併せまして、日頃より労働行政に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

例年ですと、中央最低賃金審議会において「地域別最低賃金額改定の目安」にかかる答申が出されている時期ですが、今年度は未だ中賃の目安小委員会において審議中とのことであり、答申が出されていない状況でございます。

中賃の審議が遅れていますが、富山県をはじめとした地方最低賃金審議会において最低賃金改定にかかる審議を行う必要がありますことから、本日は委員の皆様にお集まりいただき、目安伝達以外の審議をおこなっていただくことを予定しております。

当審議会の各委員におかれましては、公益の先生方には学識者として中立的なお立場から高い見識を、また、労使の先生方には富山県における各労使を代表されるお立場から、これまでその時の情勢や地域の実情等を踏まえつつ、富山県内の勤労者、富山県経済の行末をにらんだ、大所高所に立った御見識を賜って参りました。

最低賃金額の改定につきまして、有意義な御見解をいただきつつ、慎重かつ丁寧な御審議をいただいておりますことを、改めて感謝申し上げます。

今年度につきましても、貴重なお時間を頂戴し、御負担をおかけすることもあるかと存じますが、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

当局としましては、審議の結果を最大限尊重させていただく所存です。

公益・労働者・使用者とそれぞれ異なる立場から活発に御議論いただいた上で、一定の結論が導かれることをお祈り申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

[三鍋賃金室長補佐] 報道関係者の撮影は、ここまでとさせていただきます。この後は、長尾会長に進行をお願いします。

[長尾会長] ただ今から令和4年度第2回富山地方最低賃金審議会を開催します。

なお、本日の審議会は「公開」としておりますので御承知おきます。

それでは、議事に入ります。議事1の「地域別最低賃金額改定の目安について」につきまして、先ほどの局長挨拶でもございましたように、現時点では中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に目安に係る答申がなされておられません。

先に、本日の議事2、3、4を終えてから、中央最低賃金審議会の審議経過、今後の当審議会における審議日程等について、事務局から説明を頂きたいと思います。

では、議事2の「労働経済等関係指標について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 労働経済等関係指標につきまして、資料No.2として資料を配付させていただきますので、簡単に御説明いたします。

この資料は、表紙裏面の目次の内容について経年的にグラフや表で示したもので、毎年事務局から提出している資料です。資料の出所は最終ページに記載のとおりです。時間の関係もありますので、各ページごとの説明は省略させていただき、要点のみ御説明させていただきます。

まず、「生産」についてです。5ページに、代表的な指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しておりますが、全国・富山県とも令和2年は大きく減少しましたが、令和3年は持ち直し、上昇に転じています。

次に、「国内需要」についてです。7ページから10ページまでに、百貨店等販売額、新車新規登録台数、住宅建設及び投資関連の指標を載せております。百貨店等販売額は大きく回復していますが、新車登録台数は減少傾向が続いています。住宅建設は、おおむね横ばいとなっています。投資関連も横ばいで推移していましたが、直近においては増加傾向に転じています。

続きまして、「物価・生計費」についてです。11ページに、消費者物価指数の推移を掲載しておりますが、平成31年/令和元年以降、おおむね横ばいとなっておりましたが、令和3年第2・四半期を底として上昇傾向が続いています。13ページには、標準生計費について掲載しております。富山市の数値に増減が見られますが、＜参考＞に記述のとおり、住

宅関係費や雑費Ⅱの増減が主な要因と見られます。

「貿易等」は飛ばしまして、「雇用」について御説明いたします。17 ページに景気動向指数の遅行指数とされている常用雇用指数の推移を、19 ページに一致指数とされている所定外労働時間指数の推移を掲載しております。令和 2 年に入り常用雇用指数は微増微減を繰り返しつつ横ばい傾向を見せています。一方、所定外労働時間数は、令和 2 年に大きく減少しましたが、令和 3 年には上昇傾向に転じています。

20 ページの全国・完全失業率は令和 3 年に入り横ばいに推移しています。21 ページの有効求人倍率は、令和 2 年に全国・富山県とも大きく低下しましたが、令和 3 年に入り富山県においては持ち直しの動きが見られます。22 ページの求人・求職状況のとおり、求人数と求職数のギャップはあるものの、求人数、求職数いずれも令和 3 年度は増加傾向を見せ始めています。

最後に「賃金」について御説明いたします。23 ページの図 6-1 には事業所規模間の格差を、図 6-2 と次ページの図 6-3 には地域間の格差を記載しております。決まって支給する給与額の格差は若干拡大していますが、短時間女性労働者の 1 時間当たりの賃金額にかかる格差は大きな変化はありません。

24 ページの図 6-4 には県内の高校卒初任給を載せておりますが、令和 3 年は前年に比べ男性は減少し、女性は上昇し、男女計で 176,200 円となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 続いて、議事 3 の「最低賃金に関する基礎調査結果について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 最低賃金に関する基礎調査結果について説明いたします。資料 No. 3 を御覧ください。

前回の第 1 回本審でも御説明いたしましたが、本調査は、最低賃金審議会における審議に資するため、賃金の実態を把握することを目的に、比較的規模の小さい事業所を対象として、毎年実施している統計調査です。

調査におきましては、最低賃金との比較に当たって除外される賃金、具体的には、精皆勤・通勤・家族の 3 手当と、時間外・休日労働等の所定外労働に対する賃金を除いた、いわゆる基本給を中心に調べ、これを時間額に換算して集計しております。

業種ごとの調査対象事業所数につきましては、資料の 2 ページを御覧ください。

左側の列が業種、真ん中の列が調査対象事業所数、右側の列が調査事業所数となっております。

「地域別最低賃金適用産業」につきましては、上から 2 行目にありますとおり、の調査対象事業所数が 22,211 のところ、554 事業所から回答がありました。

集計結果を説明いたします。資料の3ページを御覧ください。ここでは平成29年度から令和4年度までの特性値の推移を示しております。

特性値は、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数及び中位数を記載しております。なお、第1・20分位数はデータを低い方から順に並べ20等分した際の最初の境界にある値、中位数はちょうど真ん中の位置にある値となります。

今年度の特性値は、第1・20分位数が880円、第1・10分位数が894円、第1・4分位数が964円、中位数が1,149円となっております。

次に、資料の4ページを御覧ください。ここでは産業別の特性値を示しており、「地域別最低賃金対象産業計」を棒グラフ、産業別の値を折れ線グラフで示しています。

第1・20分位数は、「地域対象産業計」が880円となり、「サービス業(他に分類されないもの)」が825円と「地域対象産業計」と比較して55円と大きく下回っています。また、「医療・福祉」が890円と「地域対象産業計」を10円上回っています。それ以外の業種は「地域対象産業計」と同額の880円となっております。

第1・10分位数は、「地域対象産業計」が894円となり、「卸・小売業」が889円と「産業計」と比較して5円、「製造業」が「産業計」と比較して2円下回っています。また「飲食、宿泊サービス業」が900円と6円、「医療・福祉」が920円と26円、それぞれ「地域対象産業計」上回っております。第1・20分位数で「産業計」を大きく下回った「サービス業(他に分類されないもの)」に関しては、第1・10分位数においては「産業計」と同じ数値でした。

このことから、「サービス業(他に分類されないもの)」が、最低賃金を引き上げた場合の影響を受けやすい産業と認められます。

続いて、資料の5ページを御覧ください。ここでは、昨年度と今年度の特性値を比較しております。

昨年度と比較しますと、第1・20分位数は3.53%、第1・10分位数は3.95%、第1・4分位数は2.44%上昇しておりますが、中位数は0.78%減少しております。また、平均賃金は昨年度と増減はございませんでした。

最低賃金に関する基礎調査結果については、以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 議事4の「公示による関係労使の意見聴取に係る報告について」につきまして、事務局からお願いします。

[三鍋賃金室長補佐] 7月4日に富山県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書が4件提出されました。

それぞれ写しを資料No.4として添付しております。

それでは、これらを当該意見書の概要を御説明いたします。

まず、資料No.4-1、富山県労働組合総連合様からの意見書について御説明いたします。意見書の内容といたしましては、年々深刻になる貧困と格差の拡大を是正するには最低賃金を引き上げることが喫緊の課題であること。全労連の調査によると、健康で文化的な生活を営む上で必要な最低生計費は地域による大きな格差は認められず、時間給1,500円前後が必要となること。富山県労働組合総連合が県内の中小企業団体に最低賃金引上げについての理解を要請したところ、いずれも好意的な反応であったこと、また、県内の8自治体（射水市、魚津市、滑川市、小矢部市、南砺市、上市町、朝日町、舟橋村）の議会が最低賃金の大幅引上げ、地域間格差の是正、中小企業への支援を決議し、国会や担当大臣に意見書を送付していること。以上の趣旨から、最低賃金1,500円以上を目指して大幅に引き上げること、及び、国に対して全国一律制に向けた方向転換と大胆な中小企業支援策を強く要請することを求めています。

なお、8自治体の議会で議決された意見書の写しについて、資料とは別に皆様のお手元に写しをお配りしております。

続いて、資料No.4-2、富山県高等学校/教職員組合様からの意見書について御説明いたします。

意見書の内容といたしましては、コロナ禍により、家庭の経済状況が悪化して進学を諦めざるを得なくなる、定時制・通信制の生徒ではアルバイトの減少により修学自体が困難になる、就職・進学後の状況に不安を抱えている等の声が高校現場から聞こえていること。低すぎる最低賃金水準近傍で実際に働く労働者が近年増加しているが、若年層の低賃金化は、結婚、出産・子育てという人生設計を阻害し、地方において勤労世代の流出を招き、ひいては少子化問題の深刻化に歯止めがかからぬ原因となっていること。最賃審の委員の皆様には、いま必要とされる「社会的な賃上げ」を実現し、次世代の社会を担う高校生・若者の教育環境改善と将来展望を拓くことも視野にいれ、富山県最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めています。

続いて、資料No.4-3、全日本建設交運/一般労働組合/富山県本部様からの意見書について御説明いたします。

意見書の内容といたしましては、労働者の生活向上と景気回復につながる大幅な改善のため、積極的な最低賃金の引上げを求めています。

続いて、資料No.4-4、富山県医療労働組合連合会様からの意見書について御説明いたします。

意見書の内容といたしましては、医療・介護労働者は、過酷な労働実態と社会的役割を考慮すると低い賃金水準にあり、このことが人手不足に拍車をかけていること。医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければならないにもかかわらず、賃金は地域によって大きな格差が存在していること。医療の施設では3割以上、介護施設では5割以上、在宅介護では約9割が非正規労働者となっており、非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減するなど暮らしを直撃していること。医療と看護、介護の提供体制の改善のためには賃金水準の引上げが必要であり、大幅な最低賃金の引上げを即時に実現することを求めています。

提出いただいた意見書は以上です。

[長尾会長] 今ほどの関係労使の意見に関しまして、御意見等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 特に御意見等はないようですが、当審議会といたしましては、今ほど報告のありました関係労使の意見を今後の審議の参考とさせていただきたいと存じますので、よろしくをお願いします。

それでは、議事を1に戻りまして、中賃の審議経過について、事務局から説明をお願いします。

[山越賃金室長] 先ほど、会長がお話されましたが、例年この時期には中央最低賃金審議会において地域別最低賃金額改定の目安の答申がなされております。しかしながら、今年度においては未だ審議継続中であり改定額にかかる目安が示されていません。中賃の審議状況について、簡単に説明させていただきます。

例年、中賃において具体的に目安額を審議する目安小委員会はこの時期に結審し、中賃本審において答申がなされております。当審議会の日程を調整する際においても、例年通りのスケジュールで中賃が結審すると見込んで日程調整を行いました。しかしながら、本日においても中賃目安小委員会が結審せず、目安額が示されていない状況です。

よって、本日は、もともと予定していた中賃目安伝達を行うことができませんでした。誠に申し訳ございません。

本日の本審においては、目安が示されていないことから、会長に御相談の上、既に取りまとめが終わっている各種経済指標、基礎調査結果の説明及び公示による関係労使の意見聴取の内容にかかる説明を行わさせていただきました。本日の本審終了後に予定している第1回の専門部会においても、同様に、金額審議以外の審議を行う予定としております。

今後につきましては、目安答申額把握後、すみやかに専門部会における金額審議を事実上スタートさせる予定としております。専門部会の委員の方には、専門部会の場において目安額を伝達させていただきます。専門部会の委員以外の方については、誠に失礼ながらメール、電話等の手法にて目安額を伝達させていただきます。本来であれば本審の場において皆様に目安額をお伝えすべきであることは重々認識しているのですが、本年度は中賃の審議に時間を要しており、私共も戸惑っているところですが、このような手法をもってお伝えさせていただくことについて、どうぞ御理解賜りたく、お願い申し上げます。実際の金額審議につきましては、中賃の審議状況次第となります。

専門部会の具体的な審議スケジュールは、本日の専門部会の場で委員の皆様と調整させていただき予定としております。

本審については、今のところ、8月5日(金)に答申、8月23日(火)に異議審を予定しておりますが、専門部会の審議状況によっては日程変更が必要となることも考えられます。専門部会の審議状況を踏まえ、本審委員の皆様、日程調整についてお願いすることになるかもしれませんが、その折には御理解御協力方よろしくお願いいたします。業務御多忙の中恐れ入りますが、御協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

お願いばかりで恐縮でございますが、以上、中賃の審議状況、及び、今後の審議につい

ての説明とさせていただきます。

[長尾会長] 今ほどの事務局からの説明に対し、御意見等はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 今後中央賃金審議会から目安が示された場合、当審議会といたしましては、中賃の答申を受け止め、参考として審議を進めたいと存じますので、御協力をお願いいたします。

それでは、議事5の「その他」ですが、何かございますか。

事務局から何かありますか。

[三鍋賃金室長補佐] 私の方から署名の件で御報告がございます。

富山県労働組合総連合様から、富山労働局長と審議会長あての要請署名が6月30日に提出されましたことは、第1回本審の際に御報告させていただきましたが、7月20日に2,960筆、7月27日に725筆が追加提出され、署名の総数は6,222筆となりました。

追加の署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

[長尾会長] 報告のあった、当審議会に提出された署名につきましては、今後の審議の参考とさせていただくことといたしたいと存じますので、よろしく願います。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

引き続き、富山県最低賃金専門部会が予定されておりますが、富山県最低賃金の改正決定につきまして、専門部会において十分に調査審議がなされ、合意形成が図られるよう、労使双方の御協力をお願いします。

なお、同専門部会につきましては、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断されるため、非公開とします。

本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、森川委員
使用者代表委員からは、江下委員
のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。お疲れ様でした。